

令和6年広審第28号

裁 決
漁船A遭難事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年2月10日09時30分

岡山県下筏西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.99トン

登 録 長 10.97メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 15

3 事実の経過

(1) 設備

Aは、小型機船底びき網漁業に従事するF R P製漁船で、船体中央部に操舵室を有し、同室前部中央に舵輪、その前方に右舷側からレーダー、魚群探知機、G P Sプロッターを、舵輪左舷側に機関遠隔操縦装置を、並びに船尾甲板にネットローラーを有し、ネットローラーの左舷側後方には舵及び機関各遠隔操縦装置をそれぞれ備えていた。

(2) Aのなまここぎ網漁

Aのなまここぎ網漁は、一そうびきのトロール漁業で、ネットローラーから繰り出す直径22ミリメートル長さ30メートルの化学繊維製の引き綱2本に、直径12.5センチメートル長さ10メートルのグラスファイバー製の張りざおで、網口が広げられた長さ18メートルの身網を取付け、船尾から身網最後部までの長さが48メートルとなった漁具を、1.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で40分間えい網して漁獲するもので、1回の操業時間が1時間で1日8回の操業を行っていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が単独で乗り組み、なまここぎ網漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和6年2月10日08時00分岡山県牛窓港を発し、同港北東方沖合の下筏周辺の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、えい網中に身網が岩等により根掛かりした場合、ネットローラーで揚網しながら機関を前進にかけて出力を上げることにより、根掛かりを外していた。

a受審人は、08時25分前示の漁場に到着して1回目の操業を

開始し、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させ、ネットローラーの左舷側後方に立った姿勢で操船に当たり、下筏の周囲を時計回りでえい網して1回目の操業を終え、09時25分下筏南西方沖合で、漁具を水深約5メートルの海中に投入して2回目の操業を開始し、1.8ノットの速力で北東方に向かってえい網を始め、09時28分網が根掛かりして前進行きあしがなくなり、えい網ができなくなった。

a 受審人は、根掛かりした網を外すため、船首を東方に向けて機関を微速力前進にかけ、ネットローラーで揚網を始めたところ、09時29分半上筏灯標から235度（真方位、以下同じ。）1,200メートルの地点に達したとき、身網の一部が浮上して船尾方に接近するのを認めたが、機関を前進にかけているので放出流により網が推進器翼まで接近することはないものと思い、直ちに機関を停止するなど、絡網防止の措置を適切に行わなかった。

a 受審人は、機関を前進にかけたまま揚網を続け、09時30分上筏灯標から235度1,200メートルの地点において、Aは、船首が090度を向き、行きあしがらないまま、船尾に接近した網が推進器翼に絡まって機関が停止し、航行不能となった。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

その結果、根掛かりしていた網が外れ、折からの風潮流に圧流されて下筏西岸に乗り揚げ、舵、推進器翼及び船底部外板に擦過傷等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件遭難は、下筏西方沖合において、根掛かりした網を外すため、機

関を前進にかけて揚網する際、絡網防止の措置が不適切で、網が推進器翼に絡まったことによって発生したものである。

a 受審人は、下筏西方沖合において、根掛かりした網を外すため、機関を前進にかけて揚網中、身網の一部が浮上して船尾方に接近するのを認めた場合、同網が推進器翼に絡まることのないよう、直ちに機関を停止するなど、絡網防止の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、機関を前進にかけているので放出流により網が推進器翼まで接近することはないものと思い、絡網防止の措置を適切に行わなかった職務上の過失により、船尾に接近した網が推進器翼に絡まって機関が停止し、航行不能となる事態を招き、下筏西岸に乗り揚げて船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義